

■介護サービス情報、財務状況の公表義務化を周知 厚労省

- ・全国の介護事業所が提供するサービス内容を報告する「介護サービス情報の公表」制度について、厚生労働省は新たに財務諸表など財務状況が分かる書類の提出が義務化されたことを都道府県などに通知し、周知を促した。
- ・この制度は、介護サービスの利用者が事業所を適切に選べるようにするため 2006 年 4 月に始まった。各事業所は提供する介護サービスの種類や職種別職員数、利用定員、送迎の有無などの情報を都道府県に毎年報告する必要がある。報告を受けた都道府県は審査を行った上で、利用者に向けてそれらの情報を公表する。
- ・これまで、社会福祉法人などでは財務状況の公表が義務付けられていたが、22 年 12 月の社会保障審議会・介護保険部会で、介護サービス事業者に対しても同様に財務状況の公表を求めることが適当だとする意見が取りまとめられ、24 年 4 月に介護保険法施行規則の一部が改正された。
- ・これにより各事業所などの財務諸表や計算書類など財務状況の分かる書類の提出が義務化された。通知では、直近の事業年度を終えた時点で作成された損益計算書や貸借対照表、資金収支計算書を含む財務諸表を報告することとし、会計基準上、書類の作成が求められていないなどの事情がある場合は、資産と負債、収支の内容が分かる簡易な計算書類の提出でも差し支えないとしている。
- ・事業所単位で会計処理を行っていないなど、やむを得ない場合については、法人単位で公表しても問題はない。
- ・厚労省が 18 日に出した通知では、事業所が自施設の特色として職員の 1 人当たり賃金を報告したい場合に、設置主体や職種、勤続年数などが分かるような形で公表することも可能だとしている。
- ・また、事業所の運営規定や担当職員の勤務体制、秘密の保持、事故発生時の対応など、利用者の事業所選択に関わる重要事項は、原則として事業所のウェブサイトに掲載しなければならないが、通知では同制度で公表した場合、ウェブサイトへの掲載を行ったと見なしてよいとしている。

※詳細は下記の資料をご参照ください。

○介護保険最新情報 Vol.1322 「「介護サービス情報の公表」制度の施行について」
一部改正について（通知）

（令和6年10月18日）厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

<https://www.mhlw.go.jp/content/001318446.pdf>